

東部支部 WEB講演会 知っておきたい助成金の活用法

9月18日、東部支部主催のWeb講演会にて「知っておきたい助成金の活用法」が開催され、顧問社会保険労務士の東浩美氏が講師を務めた。参加者は約60名で、最新の助成金制度や実務対応について学んだ。

冒頭、東氏は2025年度の最低賃金引き上げについて触れた。全国平均で1,121円となり、全都道府県が1,000円を超えるのは初めてである。人件費の上昇は経営への負担となるが、その一部を助成金で補うことができると説明。特に「業務改善助成金」と「キャリアアップ助成金(賃金規定改定コース)」は利用価値が高いと強調した。

業務改善助成金は、中小企業や小規模事業者が対象で、最低賃金の引き上げと併せて設備投資を行った場合に経費の一部が助成される制度である。具体的には、歯科ユニットや福祉車両、電子カルテや予約システムなど、生産性向上につながる設備が対象となる。助成額は最大で450万～600万円に達する可能性があり、特例事業者に該当すればさらに拡充される。計画申請から実施、報告までの流れを守る必要があるが、制度変更により申請しやすくなっている点が紹介された。

続いてキャリアアップ助成金の活用法が解説された。これは非正規雇用労働者の処遇改善を目的とした制度で、賃金規定を3%以上(実務上は6%以上が目安)引き上げると助成対象となる。対象はパート・アルバイト・契約社員などで、1人当たり7万円、事業所単位で最大700万円規模の助成が見込める。就業規則や賃金規定の改定が要件となり、実際



講師の東浩美氏

に6ヵ月以上継続して賃金を支給したうえで請求する必要がある。東氏は、改定のタイミングや規定の書き方に注意しないと不支給になるリスクがあると警鐘を鳴らした。

さらに「キャリアアップ助成金 正社員化コース」にも言及があった。非正規労働者を正社員へ転換し、3%以上の賃上げを行った場合に支給される制度である。かつては1人80万円の支給があったが、2025年度からは金額が引き下げられている。ただし重点対象者(3年以上勤務の有期雇用者や派遣労働者など)の場合は従来並みの水準が維持される。新卒者は対象外となるなど条件は厳しくなったが、依然として人材確保に有効な手段と位置付けられる。

最後に東氏は、助成金は法令遵守と手続きの流れを守ることが前提であり、締め切りや申請順序を誤ると受給できなくなると強調した。その一方で、制度を正しく理解し計画的に活用すれば、人件費増加への対応や職場環境改善に大きく役立つとまとめた。参加者からは、「ベースアップ評価料を含んでいいのか」など、熱心な質問が出された。